令和８年 10 月１日
愛知県津島市

ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

１．目的・事業概要

市では、地元特産品をＰＲし地場産業の活性化を目指すとともに、市の魅力を広く全国へ発信することを目的として、ふるさと応援寄附金制度を推進し、市へ一定額以上のふるさと応援寄附をしていただいた個人に、御礼として返礼品（市の特産品等）を贈呈しています。

そこで、**市と協働して返礼品を提供していただける事業者**（以下「パートナー事業者」という。）を募集します。

２．パートナー事業者の申込資格

寄附者への返礼品として、商品や役務（体験・サービス）を提供する法人、団体又は個人事業者等がパートナー事業者に申込みするには、次の**要件をすべて満たす**ものとします。ただし、要件を満たしていても市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

（１）原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある法人、団体又は個人事業者であること。又は取扱商品が津島優良特産推奨品に認定された事業者であること。

（２）市税に滞納、未申告等がないこと。

（３）代表者等が、津島市暴力団排除条例（平成 23 年３月 31 日条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。

（４）各種法令規則等を遵守し、生産、製造、販売、役務（体験・サービス）の提供等を行っていること。

（５）行政機関から行政指導を受けていない、又は改善した事業者であること。

（６）業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「津島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月 21 日条例第 17 号）」のほか、各種法令規則等を遵守するとともに、市の求めに応じ、必要書類を提出できること。

（７）返礼品の受注・発送管理を当該事業者及びその関連事業者で適切に行うことができること。

（８）返礼品の提供に必要な官公庁等の許認可を取得していること。返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得し、提供を行っていること。また、食品表示法に違反（特に事実と異なる産地名の表示）することなく、適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

３．返礼品の認定基準

物品の場合は、次の「（Ａ）共通」及び「（Ｂ）物品」の基準、役務（体験・サービス）の場合は、次の「（Ａ）共通」及び「（Ｃ）役務（体験・サービス）」の基準をすべて満たすものとします。ただし、要件を満たしていても市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

（Ａ）共通

（１）ふるさと納税の趣旨に反しないもので、平成31年総務省告示第179号（以下「告示」という。）における第５条第１項各号に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）のいずれか１つ以上を満たすものであること（別紙参照）。なお、新たな返礼品の申請時において、告示改正後の地場産品基準（以下「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。また、新基準の適用日までに市が返礼品としてふるさと納税関連ホームページ等に掲載している返礼品については、適用日までの間は告示前の地場産品基準を満たすものであること。

※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令（解釈を含む。）や、製造等の状況により判断します（過去に市の返礼品として認定されていたことは判断要素にはなりません。）。

（２）公序良俗に反しないものであること。

（３）特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。

（４）科学的根拠のない効果・効能をうたっていないこと。

（５）常時安定供給できるもの。（季節商品や数量限定、受注生産となるものは市との協議により決定します。）

（６）業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又は役務（体験・サービス）以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又は役務（体験・サービス）がないこと。

（７）キャラクター等を使用する返礼品であって、パートナー事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

（８）返礼品に関する次の情報を開示し、本市ホームページ及びふるさと納税寄附金関連ホームページ等へ掲載することが可能であること。

①使用原材料
②商品・役務（体験・サービス）等の内容
③商品の製造・加工地及び役務（体験・サービス）の提供場所
④商品の製造・加工及び配送に係る費用、役務（体験・サービス）の提供に係る費用
⑤商品等代金（調達費用）
⑥一般販売価格（一般消費者に対して販売する際の通常の価格）
⑦配布または販売を行った実績（数量）

⑧商品の製造・加工に際し、津島市内において生じた価値（価格）の割合とその算出方法

⑨その他、総務省の定める開示が必要な事項

（９）市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。なお、役務（体験・サービス）の提供の場合は、現場での確認ができること。

（B）物品

（１）自らが生産・製造したもの以外の場合は、返礼品として取り扱われることにつき、事前に生産者・製造者等関連事業者へ本募集要項確認のうえ、同意を得ていること。

（２）食料品、飲料品の場合は、原則として消費期限・賞味期限に余裕がある品物を発送するものとし、寄附者に到着から一定期間（概ね一週間程度）の消費期限・賞味期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。

（３）受取時の立会・設置工事等が発生する場合は、パートナー事業者と寄附者間で直接連絡・日程調整等を行うこと。

（C）役務（体験・サービス）

（１）次のうちいずれかに該当すること。

①寄附者等が市へ来訪し、市内の店舗等で提供されるもの。

※指定の役務（体験・サービス）以外及び市外では利用不可となる措置を講じること。

②市内で製造された物品等を市内外で貸与・利用されるもの。

（２）利用期限があるものについては、原則６か月以上利用可能なものとすること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではありません。

（３）日時予約等が発生する場合は、パートナー事業者と寄附者間で直接連絡・日程調整等を行うこと。

（４）旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。

（５）関連事業者がいる場合は、返礼品として取り扱われることにつき、関連事業者へ本募集要項を確認のうえ、同意を得ていること。

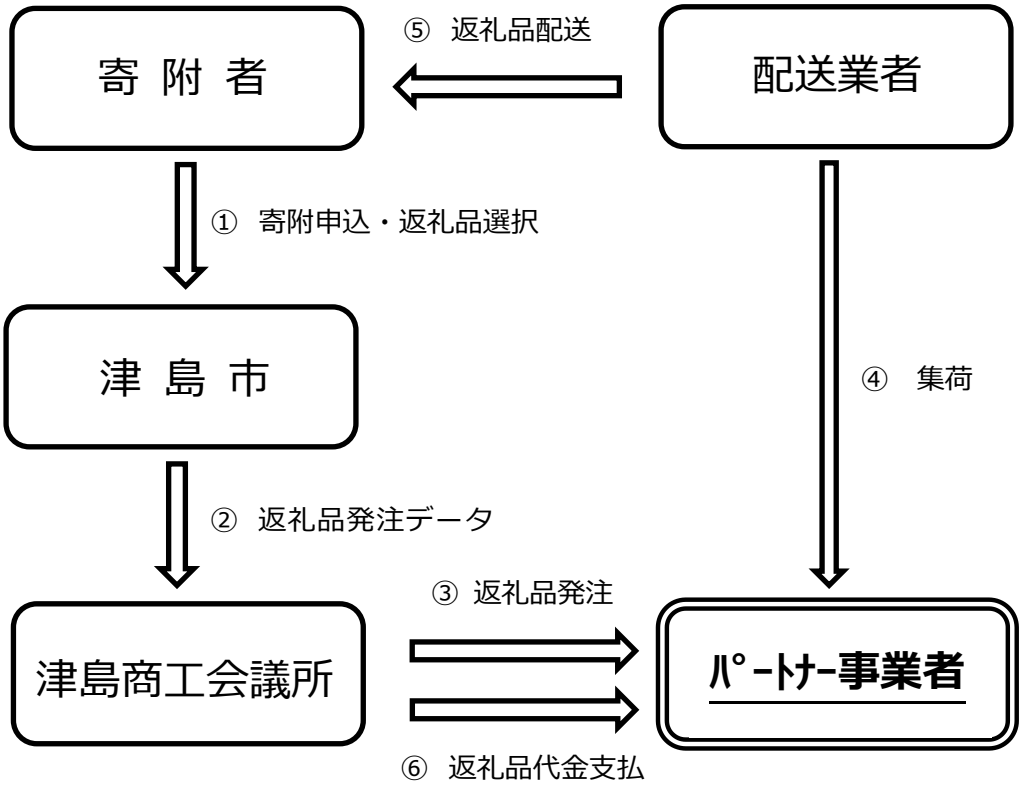
（６）利用券等を発行する場合、通し番号の付記等、転売・不正利用の防止措置を施すこと。

４．運用

（１）返礼品提供の流れ

パートナー事業者は、津島商工会議所からの発注により返礼品を提供します。

なお、市が寄附を受けてから、パートナー事業者に対して支払を行うまでの流れは、概ね以下の図のとおりです。



（２）返礼品発送時期

受注後10日以内に返礼品を発送してください。ただし、返礼品の発送に関して、受注生産など受注されてから発送までに一定の期間を要するものについてはこの限りではありません。また、発送後10日以内に、津島商工会議所へ報告書及び請求書を提出してください。万が一、これに遅れる場合は、速やかに津島商工会議所へ報告してください。

（３）寄附者

寄附者が市民及び法人の場合は、返礼品を送付できません。

（４）返礼品の買い取り

返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、市が買い取りを行うものではありません。

（５）費用負担

①返礼品の商品代金及び送料、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等の寄附金の決済に係る手数料は、原則として市が負担します。

②商品の梱包に係る費用は、パートナー事業者の負担とします。

③返礼品の設置費用等が発生する場合は、その費用はパートナー事業者の負担とします。

④上記の梱包費用及び設置費用等は、返礼品の商品等代金に含むものとします。

⑤寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、パートナー事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

⑥代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、市は一切負担しません。

（６）広報・ＰＲ

①ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像・商品名・事業者名等を掲載します。

②市が「ふるさとつしま応援寄附金」（ふるさと納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

③パートナー事業者は、返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

④パートナー事業者は、市の「ふるさとつしま応援寄附金」（ふるさと納税）の返礼品提供事業者であることを、商品や会社のＰＲに活用することができます。なお、寄附金募集の適正な実施のため、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行うことは禁止されていますのでご留意ください。

５．パートナー事業者及び返礼品の認定期間

（１）パートナー事業者及び返礼品の認定期間は10月１日から翌年９月末日までの１年間となります。ただし、上記期間途中に認定した場合は、**認定した日から直近の９月末日まで**を認定期間とします。

（２）審査の結果、認定された返礼品については、市からパートナー事業者に対して、返礼品の認定通知書を交付いたします。

６．認定される返礼品の出品数について

（１）パートナー事業者が申込・出品できる返礼品数には上限を設けません。

（２）返礼品は単品、複数個の出品が可能です。また、複数の種類の返礼品を組み合わせて１つの返礼品として出品することも可能です。ただし、いずれも**「３．返礼品の認定基準」**記載の各基準に当てはまるものとしてください。

７．返礼品に対する寄附金額の設定方法

（１）返礼品の商品等代金は、商品代に荷造・箱・梱包代・設置費用・消費税を含め、1,500円以上とします（送料は返礼品の商品等代金に含みません。）。

（２）各返礼品の寄附金額は、パートナー事業者が提示する商品等代金に所定の割合を除して算出した金額を基準に設定します。

（３）（２）で算出した基準額を千円単位で切り上げた金額を寄附額とします。

国の定める所定の割合は 30%を上限とし、認定期間内においても市が必要と判断した際は割合を変更する場合があります。

また、募集に要する費用は、令和８年 10 月から、従来の寄附額の 47.5%以内から 40%以内へ段階的に引き下げられます。この基準を遵守するため、配送料が高額となる返礼品については、市の送料負担が大きくならないよう、市にて寄附額を通常より高く設定する場合があります。

【寄附額設定の算出例】

（例）商品等代金が 10,000 円、割合が 26%の場合：10,000÷26%≒ 39,000 円

８．パートナー事業者への商品等代金支払い

当該返礼品に対し寄附申込があった場合に、パートナー事業者へ支払われる金額は、**返礼品の調達に係る費用**と**返礼品の送付に係る費用**を合わせた金額です。次を参考に、各種費用を設定してください。

（１）返礼品の調達に係る費用（商品等代金）

①本体価格のほか、荷造・箱・梱包代に**消費税を含めた価格**とすること。

②返礼品等の価格は合理的な理由なく、一般販売価格から乖離しないように設定してください。

③返礼品の送付に係る費用（配送料）は含まないこと。

④費用が変更となる場合は、市へ費用変更の申出ができます。その場合は、費用を変更する希望日に属する月の前月までに申出をしてください。ただし、費用を変更するまでに発注・発送、支払処理等された代金を遡って補償することは原則できません。

（２）返礼品の送付に係る費用（送料）

①返礼品の配送にあたっては、送料が最も低額な配送方法を選択してください。

②都道府県別で算出した送料の実費を、**消費税を含めた価格**で提示すること。
ただし、離島への送料については、都度個別に算出の上、送料の実費を、消費税を含めた価格で提示すること。

③クール便等の対応が必要な商品は、追加でかかる費用も含めること。

④送付先及びパートナー事業者間で、複数回商品を送付するもの（寄附者所有物のクリーニングサービス等）は全ての送付回数分の合計額を提示すること。

⑤費用が変更となる場合は、市へ費用変更の申出ができます。その場合、費用を変更する希望日に属する月の前月までに申出をしてください。ただし、費用を変更するまでに発注・発送、支払処理等された代金を遡って補償することは原則できません。

９．返礼品の発注・代金支払い等取りまとめ事業者

返礼品の開拓や発注・発送管理、パートナー事業者との個別契約等について、本事業における業務の一部を次の事業者へ委託しています。各パートナー事業者においては、返礼品の受発注や費用の支払い事務を当該事業者と行ってください。

費用の支払いについて、銀行振込み等を希望する場合は、別途手数料が発生する場合があります。

【委託先事業者】

津島商工会議所

〒496-8558　愛知県津島市立込町４丁目 144

※問合わせ窓口　TEL:0567-28-2800　E-mail：info@tsushima-cci.or.jp

10. パートナー事業者及び返礼品申込方法（新規申込・10 月認定）

必要箇所に記入の上、次の様式を郵送・電子メール又は持参にて市又は津島商工会議所へ提出してください。

【新規申込】

（１）様式１ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書
（２）様式２ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書
（３）様式３ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 写真貼付け台紙
※申込み時には、申込み（審査用）の写真を、貼付けて提出すること。
※体験商品・サービス商品の申込み時には、商品引換券等の写真もしくは当該役務がイメージできる写真を貼付けて提出すること。
※選定後に、ウェブサイトに掲載する写真を、メールにて送付すること。
（画像サイズ…横 520 ピクセル×縦 320 ピクセル。サイズ 2MB 以下。）
（４）納税証明書（完納証明）
（５）事業者及び返礼品の概要がわかる書類・パンフレット等
（６）様式６ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品送料届
（７）様式７ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する証明書
（「地場産品基準３号」に該当する返礼品のみ）
（８）様式８ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する計算書
（「地場産品基準３号」に該当する返礼品のみ）

【継続申込】（10 月認定）

１．現在、パートナー事業者として返礼品を掲載中で**変更なし**の場合

（１）様式１ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書

２．現在、パートナー事業者として返礼品を掲載中で**変更あり**の場合

（１）様式１ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書
※以下の内、現在認定されている内容に変更箇所がある様式のみ提出してください。
（２）返礼品の**内容等**に変更があるとき
様式２ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書
（３）返礼品の**画像**に変更があるとき
様式３ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 写真貼付け台紙
（４）パートナー事業者の**所在地、名称、代表者等**に変更があるとき
様式４ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者変更届
（５）返礼品の**名称、商品等代金**に変更があるとき
様式５ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品変更届
（６）返礼品の**送料**に変更があるとき
様式６ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品送料届
（７）様式７ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する証明書
（「地場産品基準３号」に該当する返礼品のみ）
（８）様式８ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する計算書
（「地場産品基準３号」に該当する返礼品のみ）

11. 認定までのスケジュール

次のスケジュールのとおり市にて申込受付、選定を行います。その後、総務省への申請を経て、市より返礼品の認定を通知します。

（１）**「10 月認定」**の場合（新規申込）
①４月から６月末日までに申込受付、選定
②７月から９月にかけて総務省へ申請
③10 月以降、総務省への申請が終了次第、認定
（２）**「10 月認定」**の場合（継続申込）
①７月から９月にかけてパートナー事業者に継続意思を確認後、総務省へ申請
②10 月以降、総務省への申請が終了次第、認定
（３）上記以外の場合
①随時申込受付、選定
②総務省へ申請（概ね２～３ヶ月）
③総務省への申請が終了次第、認定
※申込・選定状況等によって、予定より認定が遅れる場合があるため、事前相談を行うことを推奨します。

12. 認定内容等の変更（随時）

変更が必要な内容に応じて、次の様式を郵送・電子メール又は持参にて市又は津島商工会議所へ提出してください。

（１）パートナー事業者の**所在地、名称、代表者等**
　　様式４ ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者変更届

（２）返礼品の**内容等**
　　様式２　ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書
　　様式３　ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 写真貼付け台紙
　　※変更内容が軽微な場合、提出は不要です。

（３）返礼品の**名称、商品等代金**
　　様式５　ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品変更届
　　※変更内容が軽微な場合、提出は不要です。

（４）返礼品の**送料**
　　様式６　ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品送料届

（５）変更内容に応じて**「11. 認定までのスケジュール」**の規定を準ずるものとします。

（６）「地場産品基準３号」に該当する返礼品に大幅な変更が発生した場合、以下の書面に変更後の内容を記載のうえ、提出すること。但し、変更内容が軽微であれば、この限りではありません。
　　①様式７ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する証明書
　　②様式８ 価値（価格）の過半が津島市内で生じていることに関する計算書

13. 認定の取消等

次の場合、返礼品の認定取消又は当該返礼品への寄附受付を停止します。

（１）パートナー事業者より市へ認定の取消を申し出たとき。

（２）認定期間が満了し、更新しないとき。

（３）パートナー事業者又は返礼品が**２．パートナー事業者の申込資格**及び**３．返礼品の認定基準**に規定する事項を満たさなくなったとき。

（４）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により、返礼品として適合不可と判断されたとき。

（５）返礼品の生産等が終了し、提供が不可能となったとき。

（６）関連事業者等が生産する商品を扱う場合、市のふるさと納税として取り扱うことについて、当該関連事業者の同意が得られなくなったとき。

（７）返礼品の申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告を行わずに当該返礼品を送付する行為を継続的に行ったことが発覚したとき。

（８）申込内容に虚偽があったとき。

（９）返礼品の品質等に対し、寄附者等からクレームが寄せられ、パートナー事業者の責任が重いと市が判断したとき。又は、同様のクレームが多発するにも関わらず、原因追及・対応策実施等の改善を行わないとき。

（10）パートナー事業者が **14. 個人情報の取扱い**に抵触したとき。
（11）パートナー事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと市が判断したとき。
（12）その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為等があったとき。

14. 個人情報の取扱い

本事業により取得した個人情報については、返礼品の発送以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、二次利用や第三者への漏えいは厳禁）。パートナー事業者が返礼品の認定を取り消された場合や事業完了後も同様です。ただし、返礼品を送付する際に限り、パンフレット等を同梱することができます。これにより、寄附者が直接パートナー事業者へ商品を注文した場合などにより入手した個人情報については、この限りではありません。

15. その他の留意事項

（１）優先的に取り扱う返礼品について

次のいずれかに該当する返礼品は、市の各種広報等において、優先的に取り扱う場合があります。

①全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
②多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
③市の施策に関係性があるもの

（２）ポータルサイト・市ホームページへの掲載

認定された返礼品はふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス・ふるなび・楽天ふるさと納税・さとふる等）や市ホームページ等への登録作業を経て、順次掲載されます。なお、対応順序、返礼品の掲載位置や順位・掲載時期については、市へ一任するものとします。

（３）認定された返礼品の変更又は取消を行う場合は、予め市に報告してください。
（４）認定された返礼品の内容や生産地等に変更がある場合は、予め市に報告してください。特に、総務省の地場産品基準の適合可否判断の要素となる生産拠点の変更等により、適合不可となったものを引き続き返礼品として提供することはできません。申請内容と異なることが判明した場合には、返礼品としての扱いを中止し、認定を取り消しするとともに、返礼品としてのポータルサイト等への掲載を中止することになります。
（５）法令違反又は**「２．パートナー事業者の申込資格」**・**「３．返礼品の認定基準」**に不適合が疑われる等、市が必要と認めた場合は市が実施する調査等（実地調査を含む）に応じること。
（６）返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各パートナー事業者で対応いただきます。その場合、真摯に対応し解決に努めるこ

ととし、苦情内容や対応状況については、必要に応じて委託事業者である津島商工会議所へ相談・報告してください。品質等による保証やクレーム対応について、市及び津島商工会議所は一切責任を負いません。

（７）この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市との協議によるものとします。

令和８年 10 月１日
愛知県津島市

別紙　平成 31 年総務省告示第 179 号第５条に掲げる地場産品基準

１ 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
２ 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
３ 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第５号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
３イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
３ロ 当該地方団体が第１号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第１号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
４ 返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（ 流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。） であること。
５ 地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
５イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
５ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の９月３０日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
５ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
５ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
６ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上であること。
７ 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

７の２（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

７の３ 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

７の３イ 当該役務の調達に要する費用の額が１夜につき１人当たり５万円を超えないもの

７の３ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号）第２条第１項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和２２年法律第１０８号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の特定非常災害発生日から起算して１年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

７の４（電気） 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

８ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

８イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

８ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

８ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

９ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。